令和８年度第３回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時 開催場所	令和８年８月７日（金） 和歌山労働総合庁舎６階会議室	１７時００分から １７時４０分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数５名 定数５名 定数５名	出席５名 出席４名 出席４名

事務局（玉置）

ただいまから、令和８年度第３回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は久富委員、畑下委員が欠席されていますが、最低賃金審議会令第５条第２項の規定による定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

また、本会議は公開となっており、令和８年８月６日付で本会議の傍聴公示を行いましたが傍聴希望はございませんでした。

なお、本日は報道機関の方が取材に来られておりますが、報道機関の皆様には審議の妨げにならないように撮影していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは以後の議事進行を廣谷会長にお願いしたいと思います。

廣谷会長、よろしくお願いいたします。

廣谷会長

はい。各委員の皆様には、本日の審議よろしくお願いいたします。

それでは議題１の「和歌山県最低賃金の改正決定について」に入ります。

今年度は６月３０日に和歌山労働局長から和歌山県最低賃金の改正決定について諮問を受け、和歌山県最低賃金専門部会を設置して同部会において計６回にわたり調査審議を行ってきたところであります。

部会では慎重かつ熱心に審議をいただき、残念ながら労使の意見の一致が見られませんでしたので公益委員案を提示して採決を行い、その結果を踏まえて意見が取りまとめられ、先ほど報告書を受け取りました。

それでは事務局は専門部会報告書の朗読をお願いします。

（事務局が専門部会報告書を朗読）

廣谷会長

ありがとうございました。では、専門部会の審議経過について簡単に補足して説明をいたします。

７月２８日に第１回専門部会を開催して以降、７月２９日、７月３０日、８月３日、８月６日、８月７日の計６回にわたり労使の意見を集約し、全会一致を目指して審議をして参りました。経緯については、岡田委員の方から説明お願いします。

岡田委員

はい。部会の審議内容につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

まず労働者側からは、最近の春闘など賃上げの流れがあるというところを継続するというところや和歌山県内の最賃の近傍で働く労働者の生活水準を向上していかなくてはならないというところから、まずは連合のリビングウエイジを踏まえたところでのお話があったということ。それから、近隣との地域間格差の是正というところで、労働者の流出の問題を意見として述べられたかと思います。

使用者側からは、法定３要素というところを重視するということで、特にその支払い能力というところで価格転嫁が中小企業において進んでおらず、かなり厳しいというところを県内の経営環境に関する資料等をお出しいただきました。そこを踏まえまして、使用者側からは、高い賃上げ率に対する指定日発効の必要性ということも意見が述べられました。

労使双方、最初は大変開きがある状態だったのですが、６回にわたりまして各側とも大変に御努力をいただきまして、少しずつ歩み寄っていただきましたが、最終的には一致には至らなかったということで、公益見解として中央最低賃金審議会の報告内容、それから和歌山県内のデータを踏まえて公益見解を出したという流れになっております。

以上です。

廣谷会長

今説明いただいたとおり、結局労使の意見の隔たりは埋まらず、全会一致には至りませんでした。最終的には第６回専門部会において公益代表意見を示して採決を行い、賛成４、反対３という内訳で賛成多数で結審いたしたものであります。

その後、政府に対する要望事項につきましても各委員に検討をいただき、先ほど朗読の中にありましたとおり要望事項を盛り込んだ次第であります。

では、ただいまの専門部会報告について、御意見、御質問を含めてございますでしょうか。

まず、労働者側いかがでしょうか。

山本委員

７月２８日から本格審議が始まり、労働者側としましては生活費や物価高を踏まえること、目安以上の大幅な引き上げが必要であることを主張してきました。しかし、最終的には労働者側全員が反対したものの、公益側、使用者側が目安である５６円が妥当であると判断し、多数決で目安水準にとどまったと認識しております。

最低賃金の地域間格差が是正されなければ、若者を中心に県外へ労働力が流出し、人口減少に歯止めがかからず、和歌山の経済がますます衰退してしまうこと、また、社会保障や物価の高騰が続く中で国の目安水準である５６円に留まる決定がなされたことは極めて遺憾です。

和歌山地方最低賃金審議会では、中小零細企業への配慮は一定程度必要であると思っておりますが、生活の保障として最低賃金が十分機能しているのか、憲法第２５条に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、とありますが、今の最

低賃金がそれに見合っているのか十分に見極め、真に和歌山県民を守り、和歌山の経済を発展させるという最賃委員としての役割や責任があるという認識のもとで審議を続けていただきたいなというふうに思っております。以上です。

廣谷会長

はい、ありがとうございました。では、使用者側いかがでしょうか。

児玉委員

使用者側を代表して簡単にコメントを申し上げたいと思います。

先ほど、報告書の中に要望として掲げていただきました業務改善助成金の活用について、充分な予算の確保、それから申請期限の延長という文言を入れていただきました。議論を重ねてきましたが、使用者側、特に中小零細企業における諸々の手続きの期間について書いていただいたとおりでございます。

これについては単なる要望というのではなく、実際に労働局の方で現場での御配慮とともに国に対する予算獲得ということについては、しっかりやっていただきたいことを重ねて申し上げたい。

それに伴うことですが、発効日についても使用者側の言い分を記載していただきましてありがとうございます。しかしながら助成金申請とともにこの辺についても、国全体で大きな議論をしていただく。なぜならば、今回５６円で５．３６％だったと思いますが、５％を超えるような大きな金額についての対応ですね、そういったことについては、やはりある程度一定の期間が必要だというふうに思っているところでありますので、この期間についてもぜひ中央の方でもしっかり議論を重ねていただきたいことをちょっと申し述べたいと思います。

使用者側と公益の方で合意があったということについては、感謝申し上げたいと思います。

あと、大川委員の方から。

廣谷会長

はい。どうぞ。

大川委員

専門部会に入っていませんので意見を述べたいと思います。まずは目安額については非常に厳しい結果だなと思いますが、それはすごい議論の中でやっていただいたことですので、最終的には尊重したいと思います。

その上で意見を述べさせていただきますけれども、今年度につきましては、改めて法定３要素のデータを総合的に考慮するということで決定すべきということが注目されたかなと思っています。

そして、その３要素の中の多くのデータにおけるデータ指数が、昨年度より下回っている状況が見られているということですので、今年度の方が目安額が低くなってしかるべきかなと思います。

最初、目安額を見たときには思った以上に高いなというふうに個人的に感じまし

た。また、現状引き上げに当たっては、率ではなく額が適用されていますが、民間企業の賃金改定をはじめ公務員の人事院勧告、これも皆様御承知のとおり基本的に額ではなく率がベースに改定が行われております。今回で言えば平均４．９％ということですので、最高でもそれに当たるかなということで、それでいくと端数によりますけど、１，０９６円または１，０９７円というふうなことも感じました。

御案内のとおりですけれども、額ではなくて率を使うという理由は非常に簡単でして、額を使うと給与水準の高い役職者の上昇率が相対的に低くなってしまうということから、こういうふうになっています。公務員で言いますと、直近は少し違ってきていました。ただ、近年では比較的水準の低い若手職員の率を引き上げる傾斜配分方式ということで、特に初任給を中心に引き上げるというような措置が取られております。これからすると、最低賃金の引き上げは、ある意味その考え方に近いんだなと個人的には思っています。

ちょっと長くなりますけど、要望を二つほどしたいと思いますが、中央では目安小委員会の審議を受けて、中央最低賃金審議会で平均５５円の引き上げが決定されたところであり、そこからＢランクの５６円という、まさに数字が動いているだけだと思いますが、その５５円という数字の根拠が審議会会長のメッセージなど他の資料も見ましたけれども、具体的に私にはちょっとわかりませんでした。従いまして、もう少し数字の具体的な根拠について、来年度以降、示していただきたいなというのが要望の一つでございます。

もう１点、今年度実施して皆さんにも来ていただきました実地調査については、来年度も行っていただきたいなというふうに思います。

以上２点の要望でございまして、いずれにしましても、改めて専門部会でしっかり議論いただきましたことですので、目安額については尊重したいと思います。以上でございます。

廣谷会長

よろしいでしょうか。では公益委員の方からいかがでしょうか。特にございませんか。

（意見なし）

廣谷会長

それではこの後、報告文を基に作成した答申文の案文を作成して、採決に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

（意見なし）

廣谷会長

採決に入る前に労使委員それぞれの意見調整等は必要でしょうか。よろしいでしょうか。

（意見なし）

廣谷会長
　それでは事務局は答申文の案文の配付をお願いします。

（事務局から各委員に答申文案を配付する。）

廣谷会長
　朗読お願いします。

（事務局が答申文案を朗読する。）

廣谷会長
　はい、ありがとうございました。それでは採決を行いたいと思います。
　なお、採決に関しましては、審議会令第５条第３項の規定により、本会議に出席している委員の過半数をもって議決することになりますので、各委員の挙手によって決したいと思います。賛成、反対いずれか一方に挙手をお願いします。
　では、まず答申文案について、賛成の方は挙手をお願いします。

（公益委員３名、使用者側委員５名挙手）

廣谷会長
　はい、ありがとうございます。では、答申案文に反対の方は挙手をお願いします。

（労働者側委員４名挙手）

廣谷会長
　はい、ありがとうございます。では、賛成８票、反対４票で賛成多数と認めます。
　過半数の賛成がありましたので答申文案から案の部分を消したものを答申文として局長に答申させていただきたいと思います。
　事務局は正式な答申文の準備をお願いします。

事務局（岡本）
　これから準備します。少々お待ちいただければと思います。

廣谷会長
　では、和歌山労働局長に対して答申文をお渡しいたします。
　よろしくお願いします。

（局長、廣谷会長は、中央へ移動）
（廣谷会長は、局長に答申文を手渡す）

中山労働局長

ありがとうございました。

（局長、廣谷会長は、自席へ移動）

廣谷会長

それでは、和歌山県最低賃金の改正に係る審議については以上といたします。

各委員の皆様におかれましては、慎重審議、誠にありがとうございました。

ここで局長から御挨拶があるということです。よろしくお願いします。

中山労働局長

和歌山労働局長の中山でございます。廣谷会長をはじめといたしまして、公労使の各委員の皆様におかれましては、本年度の地域別最低賃金の改定額審議につきまして、専門部会並びに審議会を通じて、慎重かつ大変御熱心な御審議を賜ったところであり、誠にありがとうございました。専門部会においては、６回にわたりまして、専門部会委員の皆様、大変御多忙の中、また稀に見る酷暑の中で審議を重ねていただいたところでございます。改めまして、厚く御礼を申し上げるものでございます。

また、先ほどお話もありましたところでございますが、地方における目安答申が若干遅れたことですとか、慎重審議の観点からこちら事務局の方でも何とか審議日程の調整をさせていただくなど、委員の皆様には御不安や御迷惑、御苦労をおかけしたところもあったかと思います。この場をお借りしまして、お詫びを申し上げさせていただくとともに、委員の皆様には本当に円滑な審議に対する深い御理解と御協力をいただいたところでありまして、重ねて御礼を申し上げるところでございます。

昨年に引き続き３年連続で高い賃上げとなった今春闘でございますとか各種賃金調査の結果、また、３年前から上昇が続いております消費者物価、中小企業小規模事業者の皆様のコスト負担増に対する価格転嫁の状況など、様々な視点から御審議をいただいたところでございます。非常に限られた時間であったところでもございますが、熱意のある御審議をいただきまして、御答申いただきました。ありがとうございます。

いただきました答申につきましては、これから法令に基づく手続きを経ました後、改正額が発効することとなりますけれども、その適用に当たりましては、和歌山労働局及び各労働基準監督署が一体となりまして、周知に取り組んでまいります。

関係労使団体、各自治体の皆様には、すでに賃金引き上げに向けた各種助成金の活用セミナー開催などにも御協力をいただいておりますけれども、和歌山県最低賃金の円滑な発効及び施行に向けまして、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、今回、審議会議員の皆様から、業務改善助成金のさらなる活用促進の御要望など、先ほどいただきました答申書にも多く記載されており、専門部会報告書にもあった内容でございますが、いずれも深く受け止めさせていただきまして、発効

日の件も含めまして厚生労働本省にしっかりとお伝えさせていただきたいと考えております。

また、業務改善助成金に限らず賃金引上げ助成金パッケージなどもございますので、そちらの方もしっかりと活用していただくよう取り組んでまいりたいと考えております。

本日、地域別最低賃金について御答申をいただいたところでございますが、特定最低賃金につきましても、諮問させていただいているところでございます。関係する委員の皆様には、引き続き大変なお力添えを賜るところでございますけれども、最低賃金制度の円滑な運用に向けまして、変わらぬ御理解と御協力をお願い申し上げるところでございます。

簡単でございますが、本日の御礼の御挨拶とさせていただきます。

委員の皆様、大変ありがとうございました。

廣谷会長

ありがとうございました。それでは次の議題２「その他」ということになりますが、委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。では事務局から連絡事項などありますか。

事務局（玉置）

次回本審の日程と特定最低賃金の小委員会の開催について、連絡させていただきます。まず、本日答申いただいた地域別最低賃金については、本日、異議申出の公示を行いまして、異議申出の締切は８月２４日、月曜日となります。したがいまして、次回の本審につきましては翌開庁日となる８月２５日、火曜日、午前１０時を予定させていただきたいと思います。場所はこちらの会議室となりますのでよろしくお願いします。

議題は、異議の申出がありましたら、異議申出に係る諮問をさせていただきますので、それを受けての審議をお願いすることとなります。

次に、特定最低賃金の必要性小委員会につきましては、先日、委員の皆様にスケジュールの再確認をさせていただきましたので、それを踏まえまして小委員会の委員の皆様にメールで連絡を差し上げますので、その中で調整をさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

廣谷会長

はい、次回は８月２５日、火曜日、午前１０時から、この会議室での開催となります。

では、これで本日の審議は終了とします。

皆様、本当にありがとうございました。